

「今後の個人情報保護制度のあり方」

第二次答申

平成 17 年 2 月

神戸市個人情報保護審議会

「今後の個人情報保護制度のあり方」
第二次答申

趣旨

神戸市においては、個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的として、昭和 61 年 4 月に電子計算機処理に係る個人情報を対象とした条例が施行された。その後、紙ベースに記録されている個人情報も対象とした制度に改め、平成 10 年 4 月から現行の個人情報保護条例(以下「現行条例」という。)が施行されている。

現行条例の施行後の社会全般における急速な情報化の進展や、とりわけ国において「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」などの個人情報保護関連 5 法が制定されたことを受けて、平成 15 年 7 月、神戸市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に対して、神戸市長より「今後の個人情報保護制度のあり方」について諮問があった。

市長からの諮問を受け、審議会は、制度審議部会を設けて審議することとし、まず早急に対応する必要がある利用停止請求権や罰則等について審議を進め、平成 16 年 2 月に第一次答申を行った。これを受けて、市では条例改正を行い、新たに利用停止請求権に関する規定及び罰則を設け、平成 16 年 6 月から施行している。

第一次答申以後、制度審議部会は、引き続き、開示請求手続、不服申立て手続、非開示情報等条例全般にわたり審議を重ね、「中間とりまとめ」を作成し、これに対する市民からの意見募集を行った。本答申は、制度審議部会での 9 回にわたる審議を踏まえ、第二次答申としてまとめたものである。

神戸市においては、この答申を基に、条例改正等必要な措置を速やかに講じ、個人情報保護制度の一層の充実を図られたい。

平成 17 年 2 月

神戸市個人情報保護審議会
会長 山下 淳

目 次

答申	(頁)
1 目的	1
2 収集制限	1
3 適正な維持管理	3
4 目的外利用，提供の制限	4
5 新たな電子計算機処理の制限	4
6 電子計算機の結合の制限	5
7 指定管理者	5
8 開示請求手続	6
9 開示義務	9
10 非開示情報	10
11 裁量的開示	13
12 存否応答拒否	13
13 不服申立て手続	14
14 事業者	17
市民から寄せられた意見と審議会の考え方	19
参考資料	22
1 神戸市個人情報保護審議会 委員名簿	
2 第二次答申にかかる審議経過	
3 神戸市個人情報保護条例（現行条例）	

1 目的（現行条例第1条）

現行条例は目的として、個人情報の適正な取扱いに関する必要事項を定める旨規定されており、また、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権が明記されていることから、現行規定を維持すべきである。

「神戸市個人情報保護条例（平成10年4月施行、平成16年3月一部改正）」（以下、「現行条例」という。）は、個人情報の適正な取扱いに関する必要事項と、市の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を定めることにより、個人の権利利益の保護と市政の公正で適正な運営を図ることを目的としている。

現行条例の制定時の規定を見れば、本人の関与という観点から、既に開示請求権、訂正請求権、削除請求権が規定されており、さらに同様の観点から、神戸市個人情報保護審議会「今後の個人情報保護制度のあり方（第一次答申）」（平成16年2月）に基づき、新たに利用停止請求権が規定されたことも考慮すれば、現行規定を維持することが妥当である。

いわゆる自己情報コントロール権という考え方がある。自己情報コントロール権は、その内容、範囲、法的性格についても様々な見解が存在するところであり、このことを考慮すれば、条例に規定する文言としては、現段階では妥当ではないものと考えられる。

現行条例に規定する目的

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、かつ、市政の公正で適正な運営を図ることを目的とする。

2 収集制限（現行条例第7条）

- (1) 個人情報保護の観点から適切な内容となっており、現行規定を維持すべきである。
- (2) 現行届出制度における個人情報取扱事務届出書は、さらにきめ細かく整備するとともに、ホームページに掲載するなど、市民がより容易に閲覧できるようにすることが妥当である。

現行条例第7条は、実施機関が個人情報を収集する際の原則（目的を明確にして収集、必要範囲内の収集、適法手続による収集、本人からの収集、センシティブ情報の原則収集禁止）を定めたものであり、実施機関の個人情報の収集につき制限を課したものである。

現行条例に定める収集制限規定については、個人情報保護の観点から適切な内容となっており、現行規定を維持すべきである。

現行届出制度における個人情報取扱事務届出書は、さらにきめ細かく整備するとともに、ホームページに掲載するなど、市民がより容易に閲覧できるようにすることが妥当である。

なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、「行政機関法」という。）に定める利用目的を明示する旨を重ねて規定する必要はない。

ア 行政機関法においては、(ア)個人情報ファイルの届出制度において全ての個人情報ファイルが届出の対象となっておらず、また、(イ)本人収集の原則を定めていないことから、行政機関が本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対して

その利用目的を明示することとしたものと考えられる。

- イ 他方、現行条例では、(ア)全ての個人情報取扱事務について実施機関が目録を作成しその目録が事務の目的も含めて一般の閲覧に供されており、個人情報の本人は自ら、事務の目的を確認することができるしくみになっている、また、(イ)本人収集の原則が定められ、実施機関が個人情報を収集する際に事務の目的を本人に明示することになっている、ことを考えれば、行政機関法に規定する、本人から文書で個人情報を収集する際に利用目的を明示する旨を重ねて規定する必要はない。

現行条例に規定する収集制限

(収集の制限)

- 第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に規定があるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 第9条第1項ただし書の規定により他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

「行政機関法」に規定する利用目的の明示

(利用目的の明示)

- 第四条 行政機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第二十四条及び第五十五条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

3 適正な維持管理（現行条例第8条）

- (1) 現行条例の趣旨は、文書に記録された個人情報及び電子計算機処理に係る個人情報について適正管理を義務づけているところにあるが、さらに電子計算機処理に係る個人情報の安全確保を徹底するため、安全確保措置を講じる旨を明示することが妥当である。
- (2) データ保護管理規程、セキュリティポリシーについて、必要な整備、見直しを行うことが妥当である。

現行条例では、文書に記録された個人情報及び電子計算機処理に係る個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない義務を実施機関に課している。

現行条例施行後の急速な情報化の進展による環境の変化を考えれば、さらに電子計算機処理に係る個人情報の安全確保を徹底するため、安全確保措置を講じる旨を明示することが妥当である。

また、本市では、既に電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（以下、「データ保護管理規程」という。）において電子計算機処理に係る管理運営について必要事項を定め、神戸市情報セキュリティポリシー（以下、「セキュリティポリシー」という。）において本市が管理する情報システムの高度な安全性を確保するための情報セキュリティ方針を定めている。

情報技術の進展等に十分対応できるよう、実施機関が講ずべき保護措置について、データ保護管理規程、セキュリティポリシーについて、必要な整備、見直しを行うことが妥当である。

電子計算機処理に係るデータ保護管理規程

神戸市個人情報保護条例、及び神戸市個人情報保護条例施行規則に規定するもののほか、電子計算機でデータ処理を行おうとする場合に、その漏洩、滅失、き損等の防止を図り、データ保護の適確な管理及び行政の円滑な運営と信頼性を確保するために必要な事項を定めたもの。

神戸市情報セキュリティポリシー

本市が管理しているすべての情報システムが高度な安全性を有するよう、職員の意識向上や組織体としての意思統一を行うための情報セキュリティの統一かつ基本的な方針を定めたもの。

現行条例に規定する適正な維持管理

（適正な維持管理）

- 第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

4 目的外利用，提供の制限（現行条例第9条）

個人情報保護の観点から適切な内容となっており，現行規定を維持すべきである。

現行条例第9条は，実施機関が収集した個人情報を，当該個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために当該実施機関の内部で利用し，又は当該実施機関以外のものに提供することにつき制限を課したものである。

現行条例に規定する「目的外利用，提供の制限」については，個人情報保護の観点から適切な内容となっており，現行規定を維持すべきである。

現行条例に規定する目的外利用，提供の制限

（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は，個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために，個人情報を当該実施機関の内部において利用し，又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし，次の各号いずれかに該当する場合は，この限りでない。

- (1) 法令等に規定があるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 個人の生命，身体又は財産の保護のため，緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は，前項ただし書の規定により，個人情報を利用し，又は提供するときは，個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

5 新たな電子計算機処理の制限（現行条例第11条）

個人情報保護の観点から適切な内容となっており，現行規定を維持すべきである。

現行条例第11条第1項は，実施機関が個人情報の電子計算機処理を行う場合の方法及び制限について定めたものであり，実施機関に対し，新たに電子計算機処理する際に，審議会の意見を聴いた上で，個人の権利利益を不当に侵害するおそれがなく，かつ，事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められる場合でなければならないとしたものである。

また，同条第2項は，センシティブ情報の電子計算機処理については，原則禁止としている。

現行条例に規定する「新たな電子計算機処理の制限」については，個人情報保護の観点から適切な内容となっており，現行規定を維持すべきである。

現行条例に規定する新たな電子計算機処理の制限

（電子計算機処理の制限）

第11条 実施機関は，新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは，あらかじめ，審議会の意見を聴かなければならない。

2 実施機関は，第7条第3項に規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，この限りでない。

- (1) 法令等に規定があるとき。
- (2) あらかじめ審議会の意見を聴いた上で，個人の権利利益を不当に侵害するおそれがなく，かつ，事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき。

第7条第3項

実施機関は，思想，信条及び信教に関する個人情報，個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし，法令等に規定があるとき，又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは，この限りでない。

6 電子計算機の結合の制限（現行条例第 12 条）

個人情報保護の観点から適切な内容となっており、現行規定を維持すべきである。

現行条例第 12 条は、実施機関が個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、実施機関以外のものとの電気通信による電子計算機結合（オンライン）につき制限を実施機関に課したものである。例外的に電子計算機結合を認める場合として、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき、に限定しているところである。

現行条例に規定する「電子計算機の結合の原則禁止」については、個人情報保護の観点から適切な内容となっており、現行規定を維持すべきである。

現行条例に規定する電子計算機の結合の制限

（電子計算機の結合の制限）

第 12 条 実施機関は、実施機関が保有する個人情報の電子計算機処理をするに当たって、実施機関以外のものとの間において電気通信による電子計算機の結合をしてはならない。この場合においては、第 7 条第 3 項ただし書の規定を準用する。

第 7 条第 3 項ただし書

実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

7 指定管理者（現行条例に明文規定なし）

公の施設の指定管理者についても、個人情報を適切に取扱う義務があることを条例上明確にすることが妥当である。

現行条例は、実施機関が個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託する際に、ア 第 13 条で実施機関に個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じる義務を課し、イ 第 14 条で個人情報を取り扱う事務の処理を受託したもの及び受託事務従事者に同様の義務を課している。

第 13 条の委託には、指定管理者制度も含まれると解されるが、同制度においても、第 13 条、第 14 条が適用されることをより明確にするため、現行条例第 13 条の「実施機関以外のものに委託しようとするときは」の規定を「実施機関以外のものに委託(地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対し個人情報の取扱いを伴う公の施設の管理を行わせようとするときを含む。）しようとするときは」との規定とすることが妥当である。

指定管理者制度

地方自治法の改正（平成 15 年 9 月施行）により導入された制度であり、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする。議会の議決を経て、地方公共団体が指定する法人その他団体に公の施設の管理を行わせようとするものである。

現行条例に規定する事務処理の委託，受託者の義務等

(事務処理の委託)

第 13 条 実施機関は，個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を実施機関以外のものに委託しようとするときは，当該事務に係る個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者の義務)

第 14 条 実施機関から前条に規定する処理の委託を受けたものは，個人情報の漏えい，滅失，き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の処理に係る事務に従事している者又は従事していた者は，その事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならない。

第 39 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 14 条第 1 項の処理に係る事務に従事している者若しくは従事していた者が，正当な理由がないのに，一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物である公文書であって，個人の秘密に属する事項が記録されたもの（その全部又は一部を複製し，又は加工したものを含む。）を提供したときは，2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 40 条 前条に規定する者が，その業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し，又は盗用したときは，1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

8 開示請求手続（現行条例第 15 条，第 17 条～第 20 条，第 22 条～第 25 条の 4）

(1) 個人情報保護制度における開示請求手続については，請求手続を明確にするため，神戸市情報公開条例の公開請求の手続と同様に，具体的に規定することが妥当である。

ア 補正手続（現行条例規定なし）

イ 事案の移送（現行条例規定なし）

ウ 第三者に対する義務的意見聴取（現行条例規定なし）

エ 第三者の争訟機会の確保に対する配慮義務（現行条例規定なし）

オ 不存在決定（現行条例第 15 条，第 19 条）

(2) 訂正請求手続において補正手続と事案の移送の手続規定を，利用停止請求手続において補正手続規定を，それぞれ開示請求手続に準じて規定することが妥当である。

現行の開示請求手続については，請求手続を明確にするため，神戸市情報公開条例の公開請求の手続規定と同様に，具体的に規定することが妥当である。

(1)ア 補正手続（現行条例規定なし）

現行条例上，開示請求書に形式上の不備がある場合の特段の規定を設けていない。開示請求書に形式上の不備があると認めるときは，実施機関は，相当の期間を定めて，補正を求めることができる旨の規定を設けることが妥当である。

なお，開示請求に対しては決定期間内に開示・非開示等の決定を行わなければならないが，補正を求めた場合には，当該補正に要した日数を開示の決定期間に算入しないこととすることが妥当である。

「神戸市情報公開条例」に規定する補正手続

(公開請求の手続)

第9条 1～3 略

4 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開決定等の期限)

第14条 前条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第9条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 略

イ 事案の移送 (現行条例規定なし)

個人情報の開示請求を受けた実施機関は、請求のあった公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、又は他の実施機関において決定を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる旨、規定することが妥当である。

「神戸市情報公開条例」に規定する事案の移送

(事案の移送)

第15条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたもののみならず。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第13条第1項の決定(以下「公開決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

ウ 第三者に対する義務的意見聴取, エ 第三者の争訟機会の確保に対する配慮義務 (現行条例規定なし)

現行条例は、対象文書に第三者に関する情報が記録されている場合、任意的な意見聴取として、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる旨を規定している。

実施機関が人の生命、身体、健康を保護するために第三者情報を開示しようとする場合においては、適正手続という観点から、実施機関に対して当該第三者から意見聴取をすることを義務づける旨、規定することが妥当である。

第三者に関する情報が記録された対象文書について、意見書提出の機会を与えられた当該第三者が開示に反対の意思表示をした場合(上記における任意的意見聴取及び義務的意見聴取の場合)において、実施機関が対象文書を開示しようとするときは、当該第三者が争訟の機会を確保できるよう、実施機関は開示決定をした旨及びその理由並びに公開の実施

日を当該第三者に通知するとともに、開示の決定日と開示の実施日との間に争訟の手続を講ずるに足りる相当の期間(2週間)を確保する旨、規定することが妥当である。

現行条例に規定する第三者に対する意見聴取

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、請求書の提出があった日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするか否かの決定を行わなければならない。

2～5 略

6 実施機関は、第1項の決定を行う場合において、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

「神戸市情報公開条例」に規定する第三者に対する義務的意見聴取

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第16条 公開請求に係る公文書に市、国、他の地方公共団体及び公開請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後速やかに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

オ 不存在決定 (現行条例第15条,第19条)

現行条例では、開示決定の態様として、開示に加え不存在の場合も含んでおり、開示請求に係る個人情報が存在しない場合には、開示決定を行うことになっている。このことは請求者にとっては必ずしも明確ではないと考えられるので、公文書が存在しない場合には、全部非開示の一態様として、不存在という理由による非開示決定を行うことが妥当である。

現行条例に規定する不存在決定

(開示請求)

第15条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示(当該個人情報が記録されていないときにその旨を知らせることを含む。第20条を除き、以下同じ。)の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 略

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、請求書の提出があった日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするか否かの決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、速やかに、前条の規定により開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、書面により、当該決定の内容を通知しなければならない。

3～6 略

「神戸市情報公開条例」に規定する不存在決定

(公開請求に対する措置)

第 13 条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 略

(2) 訂正請求, 利用停止請求手続

訂正請求手続において補正手続と事案の移送の手続規定を, 利用停止請求手続において補正手続規定を, それぞれ開示請求手続に準じて規定することが妥当である。

9 開示義務 (現行条例第 16 条第 1 項本文)

開示しなければならないと明示することにより, 開示義務を明確にすることが妥当である。

現行条例は「実施機関は、公開請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる」との規定であるが、原則開示の趣旨をより徹底するため、非開示情報に該当する場合を除き、開示しなければならない旨を明示することにより、開示義務を明確にすることが妥当である。

現行条例に規定する開示義務

(開示をしないことができる個人情報)

第 16 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

(1)~(6) 略

10 非開示情報（現行条例第 16 条第 1 項）

(1) 法令秘情報（現行条例第 16 条第 1 項第 1 号）

「法令等」に「法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法第 245 条第 1 号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）」を追加することが妥当である。

国又は都道府県から開示してはならない旨の明示の指示（法律若しくはこれに基づく政令の規定に直接根拠を有する場合に限る。）は法的拘束力があり、実施機関はこれを遵守する義務があると解されることから、「法令等」に「法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法第 245 条第 1 号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）」を追加することが妥当である。

地方自治法の改正(国等からの地方公共団体に対する関与について 平成 12 年 4 月施行)
地方公共団体に対する国又は都道府県の関与は、その目的を達成するための必要最小限度のもので、かつ、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮したものでなければならないとされ、次の行為に限定されている。
助言又は勧告、資料の提出の要求、是正の要求、同意、許可・認可・承認、指示、代執行

現行条例に規定する法令秘情報

（開示をしないことができる個人情報）

第 16 第 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

- (1) 法令等又は神戸市会会議規則（昭和 31 年 10 月 21 日市会議決）の規定により、本人に対し開示をすることができないとされている個人情報

(2) 評価等情報（現行条例第 16 条第 1 項第 2 号）

主として教育や医療にかかわる個人情報に対処するため、現行規定を維持することが妥当である。

本号は、個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談、試験等に関する個人情報であって、請求者に開示することが適切でない認められるものについて、非開示とすることを定めたものである。

同号にいう「適切でない認められるもの」とは、本人に悪影響を及ぼす場合、記録作成者と本人との信頼関係を損なう場合、又は記録作成者が正確な情報を記録できなくなる場合、今後の指導等が困難になる場合、評価の基準等が明らかになるなどにより事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがある場合などのことであり、主として教育や医療にかかわる個人情報に対処するため、現行規定を維持することが妥当である。

現行条例に規定する評価等情報

（開示をしないことができる個人情報）

第 16 第 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談、試験等に関する個人情報であって、開示することが適切でない認められるもの

(3) 第三者情報（現行条例第 16 条第 1 項第 3 号）

第三者の権利利益を保護する観点から適切な内容となっており、現行規定を維持することが妥当である。ただし、人の生命、身体又は健康を保護するため開示することが必要であると認められる情報は開示しなければならない旨、規定することが妥当である。

本号は、第三者情報を開示することにより当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該第三者の権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

第三者情報については、第三者の権利利益を保護する観点から適切な内容となっており、現行規定を維持することが妥当である。

第三者情報は、性質上その保護につき、最大限の配慮をすべきではあるが、人の生命、身体又は健康を保護するため開示することが必要であると認められる情報は、開示しなければならない旨、規定することが妥当である。

現行条例に規定する第三者情報

（開示をしないことができる個人情報）

第 16 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

- (3) 第 18 条の規定により開示請求をした者（当該者が法定代理人等であるときは、本人）以外の第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの

(4) 国等協力関係情報（現行条例第 16 条第 1 項第 4 号）

地方分権の観点からは、現行規定を維持する合理的理由はなく、削除することが妥当である。

地方分権を推進する観点から大幅に改正された地方自治法の下では、現行規定を維持する合理的理由はなく、実質的に保護すべき情報があるとするれば、他の非開示情報で開示・非開示の判断をすれば足りるものと考えられ、削除することが妥当である。

現行条例に規定する国等協力関係情報

（開示をしないことができる個人情報）

第 16 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

- (4) 市と国、他の地方公共団体その他公共団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされた法人（以下「国等」という。）との間における協議、協力、依頼等に基づいて市の機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示をすることにより国等との協力関係を著しく損なうと認められるもの

(5) 事務事業執行情報 (現行条例第 16 条第 1 項第 5 号)

現行規定の非開示情報の該当要件は、「著しい支障が生じると認められるもの」と規定され、限定されていることから、現行規定を維持することが妥当である。

本号は、取締役、監督、検査、争訟、交渉その他の事務事業に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該事務事業の目的を損ない、又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じると認められる場合に、非開示とすることを定めたものである。

現行規定の非開示情報の該当要件は、「著しい支障が生じると認められるもの」と規定され、限定されていることから、現行規定を維持することが妥当である。

現行条例に規定する事務事業執行情報

(開示をしないことができる個人情報)

第 16 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

- (5) 市又は国等が行う取締役、監督、検査、争訟、交渉その他の事務事業に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的を損ない、又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じると認められるもの

(6) 生命等保護情報 (現行条例第 16 条第 1 項第 6 号)

生命等保護情報が対象としている「人の生命、身体、健康、財産等の保護」、「市民生活の安全の確保」又は「秩序の維持」のうち、「秩序の維持」は犯罪の防止の観点から非開示情報として定められたものであるが、市の規定としては、これを削除することが妥当である。

本号は、開示することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護に支障を生じたり、市民生活の安全の確保又は秩序の維持に支障が生じると認められる個人情報について、非開示とすることを定めたものである。

市条例の規定の仕方としては、秩序の維持や犯罪の防止の側面よりも、犯罪が行われることによって、人の生命、身体等が侵害される危険を回避する側面を重視した規定とすべきであり、「秩序の維持」については削除することが妥当である。

現行条例に規定する生命等保護

(開示をしないことができる個人情報)

第 16 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

- (6) 開示をすることにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、市民生活の安全の確保又は秩序の維持に支障が生じると認められる個人情報

(7) 審議検討情報 (現行条例規定なし)

個人情報開示制度の趣旨からすると、規定する必要はない。

個人情報開示制度の趣旨からすると、対象公文書の中に審議検討情報が存在することは想定しがたく、あえて規定する必要はない。

11 裁量的開示（現行条例規定なし）

現行条例では、原則開示の趣旨が定められていることから、個人の権利利益を保護するため特に必要があるか否かについては、非開示理由の中で判断することが妥当であり、重ねて裁量的開示の制度を設ける必要はない。

行政機関法に規定されている裁量的開示とは、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示することができる旨の規定である。

現行条例では、原則開示の趣旨が定められていることから、個人の権利利益を保護するため特に必要があるか否かについては、非開示理由の中で判断することが妥当であり、重ねて裁量的開示の制度を設ける必要はない。

「行政機関法」に規定する裁量的開示

（裁量的開示）

第十六条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

12 存否応答拒否（現行条例規定なし）

公文書の存否を答えるだけで個人のプライバシー等が侵害される場合には、その存否を答えずに決定できる旨を規定することが妥当である。

配偶者による暴力にかかわる事案において配偶者の所在を知ろうとして個人情報の開示請求をする場合のように、その公文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人のプライバシー等が侵害される場合がある。

現行条例には存否応答拒否規定はなく、審議会で審議した不服申立て事案の中に実施機関が非開示決定を行い、プライバシー等正当な個人の権利利益の保護を行ったものがあった。

開示請求に対して、その公文書の存否を答えるだけで個人の権利利益を侵害するおそれのある場合には、その存否を答えずに決定できる旨を規定することが妥当である。

存否応答拒否規定を適用した場合には、速やかに審議会に報告するものとするのが妥当である。

「神戸市情報公開条例」に規定する存否応答拒否

（公文書の存否に関する情報）

第12条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第10条各号に掲げる情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、速やかに第22条第1項に規定する神戸市情報公開審査会に対し、その旨を報告しなければならない。

1.3 不服申立て手続（現行条例第26条，第33条第9項）

個人情報保護制度における不服申立ての審査手続については，不服申立人等の権利と審議会の調査権限を明確にするため，神戸市情報公開条例の規定と同様に，具体的に規定することが妥当である。

(1) 不服申立人等の権利

- ア 反対意見書が提出されている場合の諮問義務（現行条例規定なし）
- イ 諮問した旨の通知（現行条例規定なし）
- ウ 口頭意見陳述制度（現行条例規定なし）
- エ 不服申立人等からの意見書，資料の提出制度（現行条例規定なし）
- オ 不服申立人等からの閲覧制度（現行条例規定なし）
- カ 答申書の送付，公表義務（現行条例規定なし）
- キ 第三者の争訟機会確保に対する配慮義務（現行条例規定なし）

(2) 審議会の調査権限

- ア 審議会の調査権限（現行条例第33条第9項）
- イ 審議手続の非公開（現行条例規定なし）

現行の不服申立ての審査手続において，これらを既に運用上行っているものがあるが，不服申立人等の権利と審議会の調査権限を明確にするため，神戸市情報公開条例の規定と同様に，具体的に規定することが妥当である。

(1) 不服申立人等の権利

- ア 反対意見書が提出されている場合の諮問義務（現行条例規定なし）

第三者から反対意見書が提出されている場合には，反対意見書を提出した者の権利利益の保護を考慮し，不服申立てに係る請求を認容しようとする場合であっても，審議会に諮問しなければならないとすることが妥当である。

- イ 諮問した旨の通知（現行条例規定なし）

市長又は実施機関は，審議会に諮問をした場合には，審議会へ諮問した旨を不服申立人等に対して通知する旨，規定することが妥当である。

- ウ 口頭意見陳述制度，エ 不服申立人等からの意見書，資料の提出制度（現行条例規定なし）

審議会が公正かつ適正な判断を行うことを保障するとともに，不服申立人等の権利利益の保護を図るため，不服申立人等は，審議会に対し，口頭による意見の陳述を求めたり，意見書又は資料を提出することができる旨，規定することが妥当である。

- オ 不服申立人等からの閲覧制度（現行条例規定なし）

不服申立人等に対し十分な弁明・反論の機会を付与するため，不服申立人等は，審議会に提出された意見書，資料の閲覧・複写を請求できる旨の規定を設ける。また，第三者の利益を害すると認めるときその他正当な理由があるときを除き，審議会は，不服申立人等から要求のあった意見書等の閲覧・複写を拒むことができない旨，規定することが妥当である。

- カ 答申書の送付，公表義務（現行条例規定なし）

審議会が市長又は実施機関に答申を行ったときは，不服申立人等に答申書の写しの送付を行っているところであるが，この旨，規定することが妥当である。また，答申の内容を公表する旨，規定することが妥当である。

キ 第三者の争訟機会確保に対する配慮義務（現行条例規定なし）

第三者の情報を開示する決定に対し第三者から不服申立てがあった場合において、これを却下又は棄却する裁決又は決定がなされたときには、第三者が争訟の機会を確保できるよう、裁決又は決定の日と開示の実施の日との間に相当の期間(2週間)を置くものとする。

(2) 審議会の調査権限

ア 審議会の調査権限（現行条例第33条第9項）

現行条例では、審議会の調査権限については、運用により対応しているものがあるが、審議会の審議をより適正かつ迅速に行うためには、審議会が有する調査権限（インカメラ審理やヴォーンインデックス）を条例に明示することが妥当である。

インカメラ審理

審議会が、実施機関に対して、不服申立てに係る個人情報に記載された文書を提出させ、実際に当該文書を見分けて行う審理

ヴォーンインデックス

審議会の指定する方法により、実施機関が、不服申立てに係る個人情報の内容を分類又は整理した資料

イ 審議手続の非公開（現行条例規定なし）

不服申立てに係る調査審議を公開すれば、個人情報を公にすることになるため、審議手続は公開しない旨を条例に明示することが妥当である。

現行条例に規定する不服申立て手続

（救済手続）

第26条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、当該不服申立てが明らかに不適法であるとき又は不服申立てに係る請求を認容するときを除き、遅滞なく、審議会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

（審議会）

第33条

1～8 略

9 審議会は、その権限を行使するため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、これらの者の意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対し、資料の提出を求めることができる。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

「神戸市情報公開条例」に規定する不服申立て手続

（救済手続）

第19条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、市長等は、当該不服申立てが明らかに不適法であるとき又は当該不服申立てに係る請求を認容するときを除き、遅滞なく第22条第1項に規定する神戸市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長等は、反対意見書が提出されている場合には、当該不服申立てに係る請求を認容しようとする場合であっても、第22条第1項に規定する神戸市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第20条 前条の規定により諮問をした市長等（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮

問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第 21 条 第 16 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の調査権限）

第 23 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第 24 条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第 25 条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧）

第 26 条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（審査手続の非公開）

第 27 条 審査会の行う審査の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第 28 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付しなければならない。

2 諮問庁は、諮問に対する答申を得たときは、その内容を公表するものとする。

1.4 事業者（現行条例第 28 条, 第 29 条）

- (1) 事業者に対する指導等(指導・助言, 説明徴収・資料提出要求, 勧告, 公表)の規定を引き続き維持することが妥当である。
- (2) 憲法が保障する基本的人権の侵害とならないように配慮する必要があることから, 個人情報保護法第 50 条 1 項, 第 35 条 2 項と同様の趣旨の規定を, 現行条例第 28 条, 第 29 条の例外規定として設けることが妥当である。

- (1) 現行条例では, 個人情報の適正な取扱いを促し, 当該事業者が不適正な取扱いを行っている場合に市長が指導等(指導・助言〔第 28 条〕, 説明徴収・資料提出要求, 勧告, 公表〔第 29 条〕)を行うことができる。

市民の個人情報保護への関心が高まる中, 事業者に対する指導等の規定を引き続き維持することが妥当である。なお, 市において, 事業者に対する指導又は助言の指針として, 「事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針」を定めているが, 個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)や国のガイドライン等との整合を図るなど必要な見直しを行うことが妥当である。

- (2) 個人情報保護法において, 表現の自由などの憲法が保障する基本的人権の侵害とならないように配慮するため, 報道機関, 著述を業として行う者, 学術研究機関, 宗教団体, 政治団体に対して, 個人情報取扱事業者の義務, 主務大臣の監督措置等を適用除外としている。(個人情報保護法第 50 条 1 項) また, 報道機関, 著述を業として行う者, 学術研究機関, 宗教団体, 政治団体に対して, 個人情報を提供する行為についても主務大臣の監督措置等を適用除外としている。(個人情報保護法第 35 条 2 項)

現行条例においても, 事業者に対して, 市長による指導・助言(第 28 条), 説明徴収・資料提出要求, 勧告, 公表(第 29 条)が定められており, 法と同様に, 憲法が保障する基本的人権の侵害とならないように配慮する必要があることから, 個人情報保護法第 50 条 1 項, 第 35 条 2 項と同様の趣旨の規定を, 現行条例第 28 条, 第 29 条の例外規定として設けることが妥当である。

現行条例に規定する事業者

- (指導又は助言)
第 28 条 市長は, 事業者に対し, 事業者自らが個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うものとする。
- (事業者に対する措置)
第 29 条 市長は, 事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは, 当該事業者に対し, その事実を明らかにするために必要な限度において, 説明又は資料の提出を求めることができる。
2 市長は, 事業者が前項の規定による説明を正当な理由なく行わず, 若しくは虚偽の説明を行い, 若しくは同項の規定による資料を正当な理由なく提出せず, 若しくは虚偽の資料を提出したとき, 又は事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは, 当該事業者に対し, 必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
3 市長は, 事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは, 審議会の意見を聴いた上で, その旨を公表することができる。この場合においては, 市長は, あらかじめ, 当該事業者の意見を聴取しなければならない。

「個人情報保護法」に規定する適用除外規定

(主務大臣の権限の行使の制限)

第三十五条 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(適用除外)

第五十条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。)報道の用に供する目的

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

五 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

市民から寄せられた意見と審議会の考え方

市民から寄せられた意見と審議会の考え方

審議会は、平成 15 年 7 月に市長からの諮問を受け、制度審議部会において、「今後の個人情報保護制度のあり方」について、審議を進めてきました。

平成 16 年 2 月に、第一次答申（利用停止請求権、罰則について）を行いました。その後、開示請求手続、不服申立て手続、非開示情報等について審議を重ね、中間とりまとめ〔第二次〕を行い、市民から意見を募集しました。そして、寄せられた意見を項目毎に分類、整理し、その要旨を左の欄に掲げました。審議会の考え方は右の欄に掲げるとおりです。

市民意見募集について

「中間とりまとめ」に対する意見（平成 16 年 12 月 10 日から 17 年 1 月 13 日まで 35 日間）
寄せられた意見書 8 通（意見の件数 8 件）

意見の要旨	審議会の考え方
<p>1 目的</p> <p>「自己の情報を総括的にコントロールする権利」は、憲法 13 条（個人の尊重）に由来する基本的な人格権である。この「自己情報コントロール権」（自己情報管理権）は、その概念等について、いまだ不明確などの意見もあるようだが、「自己情報コントロール権」の明記は、近年の個人情報保護条例の対象範囲の飛躍的な拡大に伴い、必要な措置であると考えられる。いつまでも、「概念が不明確」等の議論にとどまるべき段階ではない。</p> <p>この権利は、「情報主権」の観点からも、情報公開条例における「知る権利」に相当するものであり、条例化されることによって実質的な内容を獲得する概念でもあることから、条例改正にあたって明記すべきだ。現行条例第 1 条（目的）は、市民自身が憲法第 13 条に基づく「情報主権者」であることが明確に示されていない。</p> <p>もし、どうしても、「現段階では妥当ではないものと考えられる」（中間とりまとめ）なら、現行条例第 1 条（目的）の「この条例は」の次に、「日本国憲法第 13 条の個人の尊重の概念に基づき」を挿入し、憲法上の権利に基づくことを明確にすべきだ。</p> <p>（ちなみに、川崎市や逗子市の個人情報保護条例では「個人の尊厳の維持」「市民の基本的人権の擁護」がうたわれている）</p>	<p>「自己の情報をコントロールする権利」については、答申 1（1 ページ）をご参照ください。</p> <p>本制度においては、収集制限、適正管理、目的外利用・提供制限などの個人情報の適正な取扱いに関する必要事項を定めるとともに、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権を保障することにより、個人情報の取扱いに係る個人の権利利益の保護を図ることを目的としています。そこにいう「個人の権利利益の保護」には、憲法第 13 条にいう個人尊重の理念が含まれていると考えられます。</p>

意見の要旨	審議会の考え方
<p>「自己の情報をコントロールする権利」は、憲法13条（個人の尊重）に由来する基本的な人格権である。この「自己情報コントロール権」（自己情報管理権）は、情報公開条例における「知る権利」に相当するものだから、「情報主権」の立場からも条例改正にあたって明記すべきだ。</p> <p>現行条例第1条（目的）は、市民自身が憲法第13条に基づく「情報主権者」であることが明確に示されていない。</p>	<p>「自己の情報をコントロールする権利」については、答申1（1ページ）をご参照ください。</p>
<p>6 電子計算機結合の制限</p> <p>オンライン結合の性質上、大量の個人情報が瞬時に、実施機関以外のものも入手しうる状態になる。そのため、オンライン結合して相手方にわたった個人情報も、自治体としてその利用状況の報告を求めるなど可能な範囲でチェックする規定が必要である。</p> <p>私は社内でコンピュータを使って情報のやりとりをやっている。コンピュータは仕事の生命線である。民間ではコンピュータネットワークを組んでいる。さもないと競争には勝てない。市の条例を見たが、結合の制限など、いまどき奇異に感じる。お役所は競争が無いのでこれでやっていけるのだろう。だからコンピュータの利用に後ろ向きなのか。コンピュータを積極的に使う、効率の良い仕事をする。同時に社員に個人情報の教育をする。コスト意識を持って、革新を吹き込むべきだ。個人情報は大切だ。同時に仕事に革新をしっかりとやり、コストを削減すべきだ。</p>	<p>現行条例上、実施機関には、収集制限、適正管理、目的外利用・提供制限などのほか、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとする場合に当審議会の意見を聴く義務が課されています。更に、電子計算機による結合を原則禁止としており、例外的に結合できる場合として、法令等に規定があるとき、又は実施機関が当審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときに限定しています。</p> <p>また、条例第10条で、実施機関が個人情報を実施機関以外のものに提供する場合には、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、使用目的、使用方法、提供する情報の内容等に応じて、必要な制限を付すことや必要な措置を講ずる旨規定しています。</p> <p>電子計算機処理は情報が大量かつ迅速に処理され、また電子計算機による結合は情報が大量かつ瞬時に移動し、個人の権利利益を侵害するおそれも大きいことから、現行条例上、個人情報の電子計算機処理及び電子計算機による結合に厳しい制限を課しています。</p> <p>これは、電子計算機処理により事務の効率化を図るとともに、個人情報の保護に十分配慮すべきであるとの考え方に基づいています。</p>
<p>8 開示請求手続</p> <p>現行条例では、不存決定についての規定が不明確であるため、市情報公開条例にならって整備する必要がある。</p>	<p>答申8（1）オ（8ページ）をご参照ください。</p>

意見の要旨	審議会の考え方
<p>14 事業者</p> <p>報道機関等が、報道等の用に供する目的で個人情報を取り扱うとき、及び事業者が報道機関等に対して個人情報を提供する行為については、条例第 28 条、29 条を適用除外とすることが適当である。これは報道の独自性を保障する意味からも重要である。</p>	<p>答申 14(2)(17 ページ)をご参照ください。</p>
<p>その他</p>	
<p>神戸市では、市によって 2004 年 2 月から三宮、元町で防犯カメラが設置され、民間でも設置が増加する傾向にある。こうした状況に対して、犯罪対策の名目で「野放し」になることは好ましくなく、設置・利用(管理)について、個人情報保護の観点から、一定の歯止めが必要だと考えられる(東京都杉並区では、「杉並区防犯カメラの設置および利用に関する条例」が 2004 年 7 月から施行されている)。</p>	<p>今回の中間とりまとめは個人情報保護制度一般について検討したものです。 防犯カメラに関してのご意見としていただきました。</p>
<p>私の個人情報について、市がどれ位持っているかわからないが、税金や国民保険、国民年金などの情報を持っていると思うが、それは私にとって大切なものだ。あまり関係ない仕事や職員により便利に使われていないか心配だ。条例や仕組みを改正するのは結構なことと思うが、市の職員の方が個人情報を大切に扱う意識を持つことが必要なことと思う。そのことに十分配慮して欲しい。</p>	<p>現行条例では、個人情報を利用目的以外の目的に利用することを禁止する等個人情報の厳格な取扱いについて、実施機関に対して義務を課しています。 また、職員が個人情報を不正に取り扱った場合の罰則及び個人情報を利用目的以外の目的に利用・提供した場合の利用停止請求権についても、条例に定められ、平成 16 年 6 月から施行しています。 なお、個人情報保護制度の運用上、個人情報を厳格かつ適正に取扱うことについて、更に職員の意識向上を図る必要があると考えます。</p>

参 考 資 料

- 1 神戸市個人情報保護審議会 委員名簿
- 2 第二次答申にかかる審議経過
- 3 神戸市個人情報保護条例（現行条例）

1 神戸市個人情報保護審議会委員名簿（平成 17 年 2 月 10 日現在）

〔学識経験者・有識者等 10 名〕

- ・ 荒 川 雅 行 関西学院大学教授
- ・ 大 山 節 子 生活協同組合コープこうべ参与
- 北 村 新 三 神戸大学理事・副学長
- 菰 渕 緑 大阪府立大学助教授
- 三 原 正 秋 連合神戸地域協議会副議長
- 高 畑 政 夫 神戸商工会議所参事役
- 部会長 ・ 西 村 裕 三 広島大学教授
- ・ 松 浦 克 彦 神戸新聞社地域活動局顧問
- ・ 三 原 敦 子 弁護士
- 会長 ・ 山 下 淳 同志社大学教授

〔市職員 4 名〕

- 山 中 啓 朗 神戸市労働組合連合会書記長
- 鹿 田 嘉 博 神戸市職員労働組合書記長
- 大 麻 博 範 神戸市企画調整局長
- 桜 井 誠 一 神戸市市民参画推進局長

計 14 名

- ・ 印は、制度審議会部会委員

2 第二次答申にかかる審議経過

(1) 個人情報保護審議会第7～15回制度審議部会は、公開で行いました。(第1～6回についても公開で行いました。)

(2) 制度審議部会の資料、議事録は神戸市ホームページに掲載し、また市政情報室に備え置きました。

制度審議部会	開催日	審議事項
第7回制度審議部会	平成16年6月18日	・ 非開示理由について
第8回制度審議部会	平成16年7月16日	・ 非開示理由について ・ 開示請求等の手続規定について
第9回制度審議部会	平成16年8月3日	・ 非開示理由について ・ 不服申立手続について
第10回制度審議部会	平成16年8月24日	・ 不服申立手続について ・ 収集制限、目的外利用・提供制限等について
第11回制度審議部会	平成16年9月9日	・ 電子計算機処理の制限について ・ 適正な維持管理について ・ 指定管理者について
第12回制度審議部会	平成16年10月1日	・ 適正な維持管理について ・ 指定管理者について ・ 事業者について
第13回制度審議部会	平成16年10月15日	・ 目的、定義、責務規定について ・ 事業者について
第14回制度審議部会	平成16年11月5日	・ 事業者について ・ 第7回～第13回の審議内容について
	平成16年12月9日	・ 中間とりまとめ〔第二次〕の公表
	平成16年12月10日 ～平成17年1月13日	・ 中間とりまとめ〔第二次〕に対する意見募集
第15回制度審議部会	平成17年1月21日	・ 市民から寄せられた意見と審議会の考え方について
第22回 個人情報保護審議会	平成17年1月28日	・ 第二次答申案について

3 神戸市個人情報保護条例（現行条例）

平成9年10月9日
条例第40号

目次

第1章 総則（第1条 - 第5条）

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条 - 第14条）

第2節 個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求並びに苦情の処理（第15条 - 第27条）

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第28条 - 第32条）

第4章 神戸市個人情報保護審議会（第33条）

第5章 雑則（第34条 - 第38条）

第6章 罰則（第39条 - 第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は，個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに，市の実施機関が保有する個人情報の開示，訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより，個人の権利利益を保護し，かつ，市政の公正で適正な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて，特定の個人が識別され，又は識別されうるものをいう。ただし，法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 市長，議会の議長，公営企業管理者，消防長，教育委員会，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力，蓄積，編集，加工，修正，更新，検索，消去若しくは出力又はこれらに類する処理をいう。ただし，もっぱら文章を作成し，又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他規則で定める処理を除く。
- (5) 本人 個人情報から識別され，又は識別されうる当該個人をいう。
- (6) 公文書 神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する公文書をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は，この条例の目的を達成するため，個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに，個人情報の保護の重要性について，事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は，職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は，個人情報の保護の重要性を認識し，個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵

害を防止するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保

(届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的
- (2) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (7) 第9条第1項ただし書の規定により個人情報の利用又は提供を經常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る事項を第4章に定める神戸市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に規定があるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 第9条第1項ただし書の規定により他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(適正な維持管理)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に規定があるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(提供先に対する措置の要求)

第10条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算機処理の制限)

第11条 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

2 実施機関は、第7条第3項に規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に規定があるとき。

(2) あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき。

(電子計算機の結合の制限)

第12条 実施機関は、実施機関が保有する個人情報の電子計算機処理をするに当たって、実施機関以外のものとの間において電気通信による電子計算機の結合をしてはならない。この場合においては、第7条第3項ただし書の規定を準用する。

(事務処理の委託)

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該事務に係る個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者の義務)

第14条 実施機関から前条に規定する処理の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の処理に係る事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求並びに苦情の処理

(開示請求)

第15条 何人も，実施機関に対し，公文書に記録されている自己の個人情報の開示（当該個人情報が記録されていないときにその旨を知らせることを含む。第20条を除き，以下同じ。）の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は当該職務を行う上で本人から本人の個人情報開示請求の委任を受けた弁護士（以下「法定代理人等」という。）は，本人に代わって開示請求をすることができる。ただし，本人が反対の意思を表示したときは，この限りでない。

(開示をしないことができる個人情報)

第16条 実施機関は，開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは，当該個人情報の開示をしないことができる。

- (1) 法令等又は神戸市会会議規則（昭和31年10月20日市会議決）の規定により，本人に対し開示をすることができないとされている個人情報
- (2) 個人の評価，診断，判定，選考，指導，相談，試験等に関する個人情報であって，開示をすることが適切でないと認められるもの
- (3) 第18条の規定により開示請求をした者（当該者が法定代理人等であるときは，本人）以外の第三者に関する情報を含む個人情報であって，開示をすることにより，当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの
- (4) 市と国，他の地方公共団体その他公共団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされた法人（以下「国等」という。）との間における協議，協力，依頼等に基づいて市の機関が作成し，又は取得した個人情報であって，開示をすることにより国等との協力関係を著しく損なうと認められるもの
- (5) 市又は国等が行う取締り，監督，検査，争訟，交渉その他の事務事業に関する個人情報であって，開示をすることにより，当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的を損ない，又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じると認められるもの
- (6) 開示をすることにより，人の生命，身体，健康，財産等の保護，市民生活の安全の確保又は秩序の維持に支障が生じると認められる個人情報

(部分開示)

第17条 実施機関は，開示請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当する個人情報が含まれている場合において，当該部分を容易に，かつ，開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは，当該部分を除いて，開示をしなければならない。

(開示請求の方法)

第18条 開示請求をしようとする者は，次に掲げる事項を記載した請求書（以下単に「請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか，規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は，前項の提出をする際，実施機関に対し，自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は法定代理人等であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し，又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は，開示請求があったときは，請求書の提出があった日から起算して15日以内に，開示請求に係る個人情報の開示をするか否かの決定を行わなければならない。

2 実施機関は，前項の決定を行ったときは，速やかに，前条の規定により開示請求をした者（以下

「開示請求者」という。)に対し、書面により、当該決定の内容を通知しなければならない。

- 3 前項の規定により、開示請求に係る個人情報の開示をしない旨(第17条の規定により開示請求に係る個人情報の一部の開示をしないことを含む。)を通知する場合において、当該開示請求に係る個人情報の全部又は一部が第16条各号に掲げる個人情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないことにつき正当な理由がある場合にあっては、請求書の提出があった日から起算して45日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により当該延長の期間及び理由を開示請求者に通知しなければならない。
- 5 開示請求者は、実施機関が請求書の提出があった日から起算して45日を経過した後においても第1項の決定を行わないときは、開示請求に係る個人情報の開示をしない旨の決定があったものとみなすことができる。
- 6 実施機関は、第1項の決定を行う場合において、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示の実施)

第20条 実施機関は、前条第1項の規定により開示請求に係る個人情報の開示をする旨の決定を行ったときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報の開示をしなければならない。

- 2 開示請求に係る個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
 - (1) 文書、図画又は写真に記録されている個人情報 当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
 - (2) 電磁的記録に記録されている個人情報 その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法
- 3 前項各号の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をすることにより、当該公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるとき、第17条の規定により開示をするときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又は複写したものの写しを交付することができる。
- 4 第18条第2項の規定は、開示請求に係る個人情報の開示を受ける者について準用する。

(簡易な開示)

第21条 開示請求をしようとする者は、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第18条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第19条及び前条の規定にかかわらず、実施機関が定める方法により、直ちに、当該開示請求に係る個人情報の開示をしなければならない。

(訂正請求)

第22条 第20条第1項の規定による開示を受けた自己の個人情報の内容に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、当該個人情報の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。

- 2 第15条第2項本文の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(訂正請求の方法)

第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 訂正請求に係る個人情報に特定するために必要な事項
 - (3) 訂正請求の内容
 - (4) 訂正請求をする理由
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、前項の提出をする際、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出しなければならない。
- 3 第18条第2項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。
- (訂正請求に対する決定等)

第24条 実施機関は、訂正請求があったときは、訂正請求書の提出があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報の訂正をするか否かの決定を行わなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をする旨の決定を行ったときは、速やかに、訂正を行った上、訂正請求をした者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。
 - 3 実施機関は、第1項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をしない旨の決定を行ったときは、速やかに、訂正請求をした者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。
 - 4 第19条第4項及び第5項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。
- (利用停止請求権)

第25条 第19条第1項の規定による決定(以下「開示等の決定」という。)を受けた者は、開示等の決定に係る自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、削除又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されているとき 当該個人情報の削除
 - (2) 第9条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止
 - (3) 第9条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- 2 第15条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。
- (利用停止請求の方法)

第25条の2 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 利用停止請求に係る個人情報に特定するために必要な事項
 - (3) 利用停止請求の内容
 - (4) 利用停止請求をする理由
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 第18条第2項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。
- (利用停止義務)

第25条の3 実施機関は、利用停止請求があった場合において、第7条の規定に違反して収集されているときは当該利用停止請求に係る個人情報の削除を、第9条の規定に違反して利用されているときは当該利用停止請求に係る個人情報の利用の停止を、第9条の規定に違反して提供されているときは当該利用停止請求に係る個人情報の提供の停止をしなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、公益上特に必要があるときには、前項の規定にかかわらず、第7条の規定に違反して収集された当該利用停止請求に係る個人情報の利用の停止をすることができる。

（利用停止請求に対する決定等）

第25条の4 実施機関は、利用停止請求があったときは、利用停止請求書の提出があった日から起算して30日以内に、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするか否かの決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止をする旨の決定を行ったときは、速やかに、利用停止を行った上、利用停止請求をした者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止をしない旨の決定を行ったときは、速やかに、利用停止請求をした者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

4 第19条第4項及び第5項の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。

（救済手続）

第26条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、当該不服申立てが明らかに不適法であるとき又は不服申立てに係る請求を認容するときを除き、遅滞なく、審議会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

（苦情の処理）

第27条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（指導又は助言）

第28条 市長は、事業者に対し、事業者自らが個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うものとする。

（事業者に対する措置）

第29条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同項の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、審議会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。この場合においては、市長は、あらかじめ、当該事業者の意見を聴取しなければならない。

（出資法人の講ずべき措置）

第30条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人のうち規則で定めるものは、この条例に基づく市の施策に準じて、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情相談の処理)

第31条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第32条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関して、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応ずるものとする。

第4章 神戸市個人情報保護審議会

(審議会)

第33条 市長の附属機関として、審議会を置く。

- 2 審議会は、市長その他の執行機関の諮問に応じ、個人情報保護制度に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、個人情報の保護に関する事項に関し、市長その他の執行機関に意見を述べるができる。
- 4 審議会は、15人以内の委員で組織する。
- 5 審議会の委員は、学識経験者その他市長が必要があると認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 6 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 審議会は、その権限を行使するため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、これらの者の意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対し、資料の提出を求めることができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(費用の負担)

第34条 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 第20条第2項又は第3項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度との調整等)

第35条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報
 - (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
 - (3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載されたもっぱら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報
 - (4) 市立図書館その他の図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報
- 2 法令等(情報公開条例を除く。)に次に掲げる事項について規定があるときは、その定めるところ

るによる。

- (1) 個人情報記録されている物の閲覧又は縦覧
- (2) 個人情報記録されている物の謄本，抄本その他これらに類するものの写しの交付
- (3) 個人情報の訂正

3 第6条，第11条第1項及び第12条（審議会に係る部分に限る。）並びに第2章第2節の規定は，市の職員又は職員であった者の人事，給与，服務，福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については，適用しない。

（市長の調整）

第36条 市長は，他の実施機関に対し，個人情報の保護に関し，報告を求め，又は助言を行うことができる。

（運用状況の公表）

第37条 市長は，毎年度1回，この条例による個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ，公表するものとする。

（施行細目の委任）

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は，実施機関が定める。

第6章 罰則

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第1項の処理に係る事務に従事している者若しくは従事していた者が，正当な理由がないのに，一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物である公文書であって，個人の秘密に属する事項が記録されたもの（その全部又は一部を複製し，又は加工したものを含む。）を提供したときは，2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第40条 前条に規定する者が，その業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し，又は盗用したときは，1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して，専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書，図画，写真又は電磁的記録を収集したときは，1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 前3条の規定は，神戸市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，規則で定める日から施行する。

（注：平成9年12月22日規則第53号により第33条の規定は平成9年12月25日から施行）

（注：平成10年3月19日規則第79号により第33条を除く規定は平成10年4月1日から施行）

（電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例の廃止）

2 神戸市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例（昭和61年1月条例第25号。以下「旧条例」という。）は，廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に実施機関が個人情報を取り扱っている事務についての第6条第1項の規定の適用については，同項中「開始しようとするときは，あらかじめ」とあるのは，「現に行っているときは，この条例の施行後速やかに」とする。

4 この条例の施行前に行った旧条例第6条第3号，第4条第3項又は第7条ただし書の規定による旧条例第13条に規定する神戸市個人情報保護審議会の意見の聴取は，第9条第1項第4号，第11条又は第12条後段において準用する

第7条第3項ただし書の規定に基づいて行った審議会の意見の聴取とみなす。

- 5 この条例の施行の際現に旧条例第8条の規定により行われている個人情報の開示に係る手続又は旧条例第9条の規定により行われている個人情報の訂正若しくは削除に係る手続については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第8条第3項第3号の規定中「審議会」とあるのは、「神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号)第4章に定める神戸市個人情報保護審議会」とする。

附 則(平成12年3月31日条例第61号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月27日条例第28号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年7月16日条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(注：平成13年11月19日規則第48号により平成13年12月1日から施行)

附 則(平成13年7月16日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(注：平成13年11月19日規則第49号により平成13年12月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に作成し、又は取得した公文書(議会の議長が保有するものに限る。)に係る改正後の第15条第1項の規定の適用については、同項中「公文書」とあるのは、「公文書(保存期間が10年以上と定められているものに限る。)」とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の第19条第4項の規定により延長している期間については、なお従前の例による。この場合において、改正前の第18条第1項に規定する請求書の提出があった日から起算して60日を経過した後においても改正前の第2条第2号に規定する実施機関が改正後の第19条第1項の決定を行わないときは、改正前の第18条の規定により開示請求をした者は、開示請求に係る個人情報の開示をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

附 則(平成16年3月31日条例第55号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(注：平成16年5月20日規則第13号により平成16年6月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市個人情報保護条例第22条第2項の規定によりされている個人情報の削除の請求は、この条例による改正後の神戸市個人情報保護条例第25条第1項第1号の規定による個人情報の削除の請求とみなす。